

藤沢市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針の基本理念に基づき、一人ひとりの市民がお互いの人権を尊重し、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）をはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップのある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 連携団体 本市がパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した市町村をいう。
- (4) 受領証等類似書類 本市への転入者が、転入前に住所を有する市町村で連携団体の長から交付を受けた、第6条第1項に規定する受領証又は同条第2項に規定する受領証カードと同様の書類をいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること。又は、一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定であること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップのないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、藤沢市電子申請システムを利用する方法（以下、「オンラインでの宣誓」という。）又は宣誓日を予約のうえ、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式1。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、宣誓書を提出する方法（以下「対面での宣誓」という。）により、次の各号に掲げる書類（オンラインでの宣誓による場合にあっては書面に記載されている事項をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録）を添付して、市長に宣誓をするものとする。

ただし、対面での宣誓による場合において、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）又は転入前に交付を受けた受領証等類似書類（対面での宣誓によ

る場合に限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 宣誓をしようとする者は、本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げる書類(オンラインでの宣誓による場合にあっては書面に記載されている事項をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録)のいずれかを提示又は添付するものとする。

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

- 3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出しなければならない。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓において通称名(戸籍上の氏名(外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。))に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(交付書類)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(様式2。以下「受領証」という。)に宣誓書の写しを添付して当該宣誓をした者に交付する。ただし、宣誓書の写しの交付については、対面での宣誓による場合に限る。

- 2 前項の受領証に加え、希望する者に対しては、市長はパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式3。以下「受領証カード」という。)を交付する。

- 3 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証カードに記載する。

(再交付の申請)

第7条 前条第1項の規定により受領証の交付を受けた者及び前条第2項の規定により受領証カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証等を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名(通称名を含む。)若しくは住所の変更があったときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式4。以下「再交付申請書」という。)により、市長に対し受領証又は受領証カードの再交付を申請することができる。

- 2 宣誓者は、前項の規定により提出する再交付申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

- 3 第4条第2項の規定は、本条第1項の規定による再交付の申請について準用する。

- 4 市長は、再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証及び受領証カードを再交付するものとする。

(返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式5。以下「返還届」という。）に受領証及び受領証カード（第6条第2項の規定により交付を受けている場合に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- （2）一方又は双方が市外に転出したとき（双方が、連携団体へ転出し、協定に基づく所定の手続が行われた場合を除く。）。
- （3）宣誓者の一方が死亡したとき。
- （4）次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- （5）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- （6）受領証及び受領証カード（第6条第2項の規定により交付を受けている場合に限る。）の返還を希望するとき。

2 市長は、宣誓者が連携団体へ転出し、当該団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証及び受領証カードが返還されたものとみなす。

3 本条第1項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、宣誓者の一方（当事者）は、市長に申し立てなければならない。

4 市長は、前項の申し立てがあった場合は、内容を審査し、特別な事情があると認められるときは、本条第1項に定める返還届及び受領証並びに受領証カード（第6条第2項の規定により交付を受けている場合に限る。）の提出を受けるものとする。（無効となる宣誓）

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限って無効とする。

- （1）当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- （2）宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- （3）第3条各号の規定に反しているとき。
- （4）第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

（無効に係る交付番号の公表）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、前条により無効とした受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書の保存）

第11条 市長は、宣誓書を第8条又は第9条の規定により返還又は無効となるまでの間及びその後5年間保存する。

（啓発）

第12条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

（自治体間の連携等）

第13条 連携団体との間で行う事務取扱については、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定に基づくものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和４年２月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和５年３月２０日から施行する。

附 則
この要綱は、令和７年３月１０日から施行する。